

白藤園の施設概要

- 1 昭和26年7月四万十市(旧中村町中村)において建築に着工、昭和27年2月竣工、同年3月3日、生活保護法による高知県立養老施設として、定員55人で開園する。
- 2 昭和32年度に第3寮棟を増築し、昭和33年度から定員75人となる。
- 3 昭和38年8月1日、老人福祉法の制定により、同法に基づく養護老人ホームと改称される。
- 4 昭和54年3月22日、四万十市古津賀地区(旧中村市)に新ホーム建築着工
- 5 昭和54年10月31日竣工
- 6 昭和54年12月6日、四万十市古津賀(旧中村市)の新ホームに移転完了し業務を開始する。
- 7 平成14年4月1日、養護老人ホーム白藤園の設置経営について、高知県から社会福祉法人梶の木福祉会に移管される。
- 8 平成15年9月3日、四万十市右山(旧中村市)の改築整備後の施設へ移転完了

◎白藤園の使命と役割

1. 入居基準と生活

白藤園は満 65 歳以上の方で、環境的・経済的理由により、在宅での生活に不安があり、独居生活が困難と判断された方が市町村の措置により入居され、集団生活のもと施設の規律・規則に従い「自分のことは自分です」を原則に、仲良く健康で充実した生活を送っていただけるよう、援助・見守り・支援・指導を行う施設です。

尚、要介護認定者の介護ニーズについては、原則、介護保険の外部サービスを利用していただきます。(利用方法等は、必要に応じて別途に相談・説明いたします。)

2. 白藤園の生活支援と職員の役割

(1) 生活相談員

白藤園に入居・退居、入院・退院の他、ご家族との連絡・調整、行事計画、行政との連絡・協議等を担当します。

白藤園で自立生活を営む上に於いて、悩み・相談・助言等支援員と協力して生活全般をサポートします。

(2) 支援員

日常生活の支援を行い安心、安全の支援に、自立した生活をお手伝いします。

3. 白藤園の食事と健康支援体制

(1) 看護

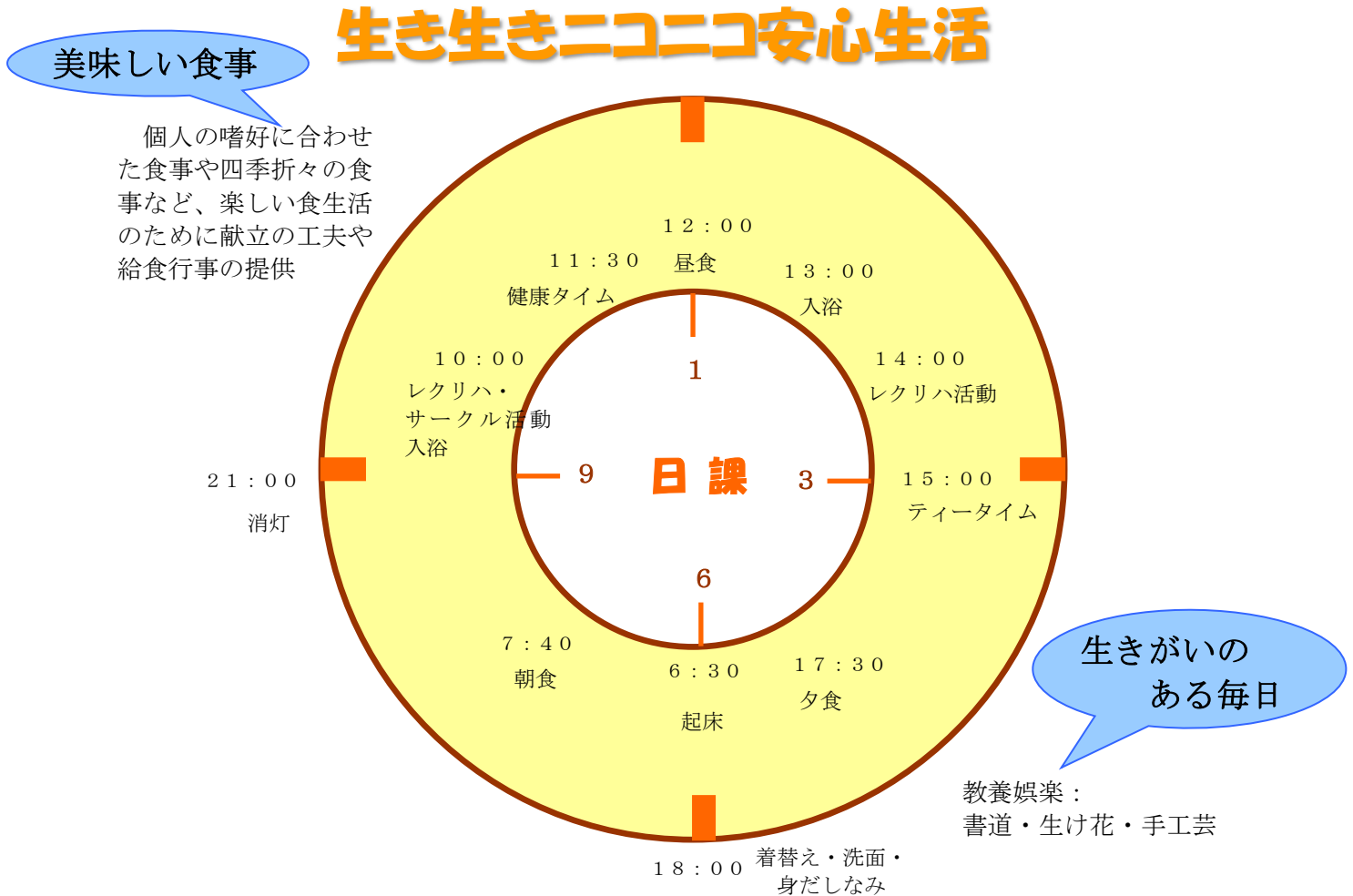
看護師により健康チェック・健康相談・必要に応じて病院受診、調整・薬の管理、健康生活を応援します。

(2) 給食サービス

健康でおいしく食べていただくために栄養士が身体状況を考慮した給食の提供をします。

◎白藤園での日課と日常生活

1.基本的な日課



2.月間・週間予定

☆対話会（月1回）

☆生き生き体操

☆理美容（第2・4月曜日）

☆園内受診（第4水曜日）

※協力病院：竹本病院

主な行事

- ・お花見・春、秋の行楽・お祭り・敬老会・運動会・クリスマス、忘年会・地域との交流会

3. 主なクラブ活動

生け花クラブ・書道クラブ



◎入園（入居）中に守っていただくこと及び心得

施設生活をしていくために、施設が定める諸規定はもとより、施設が決定したこと、約束事、忠告、注意事項などは厳守実行してください。

以下、具体的なことがらの遵守を願います。

1. 入居者として、園の規律・規則・日課を守り、共同生活を営む義務を自覚し、園内での自立生活に努めます。
2. 施設生活の中で、自分本位の勝手な考え、解釈で他の入居者や職員に対して不都合な言動を慎む。
3. 起床時間、消灯時間、入浴時間など共同の日課時間を守ってください。
4. 日中や夜間、在園及び安全確認のために居室内を見回りますのでご了承ください。
5. 外出と外泊について
 - (1) 外出、外泊は、基本的に自由ですが、必ず事前に行先（連絡先）と帰園時間を職員に届けてください。
また、帰園したときは、そのことをお知らせください。
 - (2) 無断外出、無断外泊は決してしないでください。

(3) 夜間の外出は、9時までです。

(特別な理由があれば申し出てください。)

(4) 交通ルールを守り、事故に遭わないよう注意すること。

(5) 外泊で2ヶ月をすぎ不在の場合は、退所となります。

6. 火気に注意し防火防災意識をもち、火災を絶対出さないようにしましょう。

(1) たばこは、決められた喫煙場所で吸いましょう。

居室や共同生活場所での喫煙は厳禁！！

(2) 居室内での電熱器や電気製品を使用する場合は、職員に申し出てください。製品によって使用できない物があります。(コタツ、電気・石油ストーブ等禁止)

7. 用事もなく、勝手に他人の部屋不在の部屋に入室しないこと。

また、消灯時間を過ぎてお互いの部屋の出入りをしないこと。

誤解をまねいたり、良からぬ噂がたつような行動をしないでください。

8. 各食堂に設置している冷蔵庫内は、定期的に職員が点検します。賞味期限切れの食品は、その時に処分させていただきます。ご了承ください。

9. 入居者同士の金銭の貸し借りはしないでください。また、お金

を見返りにした行動はしないように願います。トラブルの元になります。

10. 飲酒が過ぎさわり、大声をだしたり、けんか、口論をしないこと。酒やたばこを医師に制限されている方は、その処方を守りましょう。

11. テレビの音、夜間の足音、物音などで他の入居者に迷惑をかけるないように配慮してください。ところかまわず公衆の面前での口論は大迷惑です。

12. 定期居室替えがあります。

(1) 居室が決まれば、了承しスムーズに居室を替わりましょう。

(2) 特別な事情により、定期の居室替え以外に随時居室を変わっていただくことがあります。

13. 居室内の掃除や整理整頓をして、清潔を保ちましょう。

14. 衣類等の持ち物には名前をつける等、私有物の自己管理に努めてください。

15. 集会（対話会など）共同作業がある時は、進んで参加し協力してください。

16. 「安らかな生活」「心豊かな生活」を送るためにも、入居者相互助け合い 親切に注意し合い、反省し合い、常識をもって判断

し悪いと思われることは、絶対しないよう心がけること。

17. 園での生活は、措置費（税金）による生活です。常に感謝の心を忘れずに自分で出来ることは自分で行い、お互いが助け合いながら、楽しく、安心安全で健康生活が長続きするよう努めて下さい。

18. 園での集団生活・共同生活等を乱したり、園の秩序を乱す等不都合な行為があった場合は、措置権者（市町村）と協議の上退居していただく場合があります。

19. その他、疑義が生じた場合は、職員に相談してください。

一緒に考え協議をして解決しましょう。

以上

私はこの度、養護老人ホーム白藤園で生活をするにあたり、「入居者のしおり」の説明を受け、入園中に守っていただくこと及び心得についても最善の努力で守ることを誓います。

令和 年 月 日

入居者氏名 印

身元保証人 印